

三宅島島内夜間滞在の試行期間の安全対策の基本方針について

1. 三宅島噴火災害に関して、東京都及び政府においては、島内において都道、電力等のライフラインの維持・復旧作業等や工事関係者等の安全確保のための対策を実施しています。

しかし、事態の長期化に伴い、泥流により道路・家屋への被害が拡大しており、島内における泥流流路工事等の作業を効率的に進めるため、堅固な建物な建物に火山ガスに対する安全対策を施した施設（クリーンハウス）の整備等、万全の安全対策を講じた上で、6月中を目途に島内夜間滞在进行を実施することとしています。

2. 本格的な夜間滞在に向けて、夜間における訓練等を通じてクリーンハウスや緊急時の避難体制の安全性の検証を行うため、本日より1ヶ月程度、防災機関職員、火山の専門家等20名程度による夜間滞在の試行を行います。

3. 試行期間における夜間滞在員の安全確保に万全を期すため、東京都災害対策本部及び政府災害対策本部においては、安全対策の基本方針について取り決めていきます。

主要な点は、以下のとおりです。

クリーンハウスの安全性について火山ガス、噴石、泥流等に対して安全なものとする、施設設備、備品、夜間体制等について十分確保する等安全確保の考え方の規定した。

火山活動に異常が発生したと判断した場合、火山ガス濃度が一定数値以上で、風向、風速等が好転しないと判断した場合、気象条件により島外避難活動が不可能と判断した場合等、夜間滞在を行わない判断基準等を設定した。

夜間滞在実施時に、火山噴火のおそれがあると認められる場合、急病人が発生した場合等、島外避難を実施するケースを設定し、併せて、島外避難の理由に応じて、東京都手配の緊急脱出用小型船舶、海上自衛隊の艦艇、海上保安庁の巡視船、東京消防庁、警視庁、自衛隊、海上保安庁のヘリコプターの中から採用する避難方法、避難支援方法等について取りまとめた。

4. 本安全対策の基本方針は、夜間滞在の試行等による実地検証の結果等を踏まえ、今後、適時適切に見直しを行うこととしています。

問合せ先

東京都災害対策本部（東京都災害対策部応急対策課）

井門、野口 電話 03-5388-2455

政府非常災害対策本部（内閣府参事官（地震・火山対策担当付））

井上、西宮 電話 03-3501-5693

三宅島島内夜間滞在の試行期間の安全対策の基本方針

平成13年4月29日時点
東京都災害対策本部
政府非常災害対策本部

三宅島での夜間滞在の試行期間において、夜間滞在者の安全に万全を期すため、安全対策の基本方針を以下のとおり定める。

なお、この基本方針は、夜間滞在の試行等による実地検証の結果等を踏まえ、今後、適時適切に見直しを行うこととする。

1. 基本方針策定にあたっての考え方

夜間滞在に当たっては、万が一にも滞在者の生命、身体に危害を及ぼすことがないように、クリーンハウスの安全性等や緊急避難体制に万全を期すとともに、緊急避難を要する事態を極力回避するよう、夜間滞在実施の可否の判断を、安全性を最重要視した厳格なものとする。

2. クリーンハウスの安全性の確保等

- (1) 夜間滞在の試行にあたっては、火山ガスから夜間滞在者を保護するため、夜間滞在場所として脱ガス機能を有するクリーンハウスを三宅島島内の三宅支庁第2庁舎に設置する(最大収容人数30人)。脱ガス装置は故障等に備え2機設置する。
- (2) クリーンハウスは高濃度の火山ガスを除去する能力を有するものとする。クリーンハウス内外においてガス濃度観測を常時実施する。
- (3) クリーンハウスには平成12年8月に発生した噴火と同規模の噴火による噴石等火山噴出物に対しても安全な強度・構造を有する建築物を使用し、窓に強化樹脂等により覆いを設ける等の機密性強化処置を講じる。
- (4) クリーンハウスの設置位置はC3領域(平成12年12月8日付け東京都災害対策本部・政府非常災害対策本部発表「三宅島島内作業におけるカテゴリー区分等について」による)内とし、泥流被害のおそれがある箇所は避けるとともに、港湾及びヘリポートまでの避難路を常時確保する。
- (5) クリーンハウスに無線通信機器(防災行政無線)を2器設置し通信体制を整える(以下、夜間滞在者の通信を「防災三宅」と称す)。夜間通信連絡先は東京都災害対策本部(東京都庁内)とする。
- (6) 発動発電機を装備し、電力の二重化対策を施す。

(7) クリーンハウス内の常備品・消耗品等は、原則3日以上備蓄する。

(8) クリーンハウスには夜間当直を置く。

(9) 夜間でも島内ヘリポートを使用できるよう、照明設備等を用意する。

3. 夜間滞在実施の可否の判断基準

夜間滞を実施するか否かについては、東京都災害対策本部が気象庁及び関係機関と協議し、当日の日没3時間前（夏場：概ね16時頃、冬場：概ね14時頃）までに決定することとする。

判断基準は次のとおりとし、この基準のいずれかに該当する事態が発生した場合には、原則として夜間滞在を行わないこととする。

(1) 火山活動の監視体制

夜間滞在時の火山活動に関する監視体制に不備が発生した場合（気象庁本庁が判断）

(2) 火山活動

夜間滞在場所（C3領域）に影響を及ぼす噴火が予想されるなど、火山活動に異常が発生したと判断した場合（気象庁本庁が判断）

(3) 夜間滞在場所の火山ガス（二酸化硫黄）濃度

- ・夜間滞在を実施するクリーンハウス周辺における東京都の火山ガス測定の実測値が15ppm以上であって、かつ気象庁の予報から見て風向、風速等の気象条件が好転しないと判断した場合（東京都災害対策本部と気象庁本庁とで協議し判断）
- ・気象庁の風の予報をもとに、全島が火山ガスに覆われるなど、火山ガスにより夜間滞在に適さないと判断した場合（東京都災害対策本部と気象庁本庁とで協議し判断）

(4) 気象条件

注意報及び警報（注意報及び警報の種類、基準は別紙のとおり）

- ・注意報及び警報が発表されている場合であって、今後も継続が予想される場合（気象庁本庁が判断）
- ・今後、注意報及び警報の発表が予想される場合（気象庁本庁が判断）

気象条件により島外避難活動が不可能と判断した場合

東京都災害対策本部は船舶又はヘリコプターの気象条件による使用可否状況について、夜間滞在責任者、東京消防庁、警視庁、自衛隊、海上保安庁から通報を受けて判断する。

この場合、東京都小型船舶、船舶（海上自衛隊艦艇、海上保安庁巡視船）、ヘリコプターのうち、いずれか1つが使用困難である場合は夜間滞在を行わない。

船舶又はヘリコプターの使用の可否は、船舶にあっては船長、ヘリコプターにあっては所属機関が気象庁の予報及び実況を参考にし判断する。

なお船舶にあっては当面、予報については風速10m/秒を超える風が予想される場合、また実況については風速10m/秒を超える風が一定の方向に1時間以上吹き続ける実況を運航困難の目安とし、その他、波高等の実況を踏まえ判断する。目安とした風の条件については、試行の中で予報、風の実況と波の立ち方などを評価し、再度検討することとする。

(5) クリーンハウスの安全性

脱ガス装置、電力（発動発電器を含む）、建築物の物理的損壊の障害等、脱ガス機能に支障がある場合（夜間滞在責任者が判断）

常備すべき物品の在庫が不足している場合（夜間滞在責任者が判断）

通信施設等の障害により連絡手段に支障が生じた場合（夜間滞在責任者が判断）

火山ガスの検知器（室外および室内）に障害が発生した場合（夜間滞在責任者が判断）

上記を含め、夜間滞在責任者から報告を受けた東京都災害対策本部が総合判断して夜間滞在に適さないとした場合（東京都災害対策本部が判断）

（注）夜間滞在責任者は、一人で判断するのではなく、副責任者と安全性等について十分検査・検討の上で判断することとする。

(6) 前項(1)～(5)に関わらず、夜間における島外避難のための体制（東京都小型船舶、船舶（艦艇、巡視船）、ヘリコプター）を確保できない場合

東京都災害対策本部が夜間滞在責任者、東京消防庁、警視庁、自衛隊、海上保安庁からの通報を踏まえ判断する。当該関係機関は上述の体制を確保できない場合は、当日の日没3時間30分前までに東京都災害対策本部に連絡する。

(7) その他

前項(1)～(6)の他、夜間滞在に適しないと東京都災害対策本部が判断した場合。

4. 夜間滞在時の避難体制

(1) 島外避難の手段及び待機体制

手段

- ・東京都手配の小型船舶による島外脱出。

漁港等から小型船舶で島外脱出を行う。海上自衛隊艦艇及び海上保安庁巡視船が海上にて支援する。

- ・海上自衛隊艦艇及び海上保安庁巡視船による島外脱出。

東京都手配の小型船舶が故障等の事由により使用できない場合は、海上自衛隊艦艇又は海上保安庁巡視船により島外へ脱出する。

海上自衛隊艦艇は原則として錆が浜港（阿古港）又は三池港に着岸し、滞在者を乗船させ避難する。

海上保安庁巡視船は原則として湯の浜又は大久保漁港沖合等で搭載艇を降下させ、滞在者を巡視船まで輸送し避難する。

- ・東京消防庁、警視庁、自衛隊、海上保安庁のヘリコプターによる救出。
三宅中学校（仮設）、阿古（仮設）、三宅空港のいずれかのヘリポートを利用。

待機体制

- ・東京都手配の緊急脱出用小型船舶をクリーンハウス周辺の港に夜間常時停泊させる。クリーンハウス（三宅支庁第2庁舎）に近い大久保漁港又は湯の浜漁港とする。
- ・海上自衛隊の艦艇及び海上保安庁の巡視船を三宅島近海に待機させる。
- ・東京消防庁、警視庁、自衛隊、海上保安庁のヘリコプターが、緊急時の連絡により迅速に出動できる体制を維持する。

（２）全員の島外避難の実施

火山噴火のおそれがあると認められる場合

夜間滞在時に火山活動が急変し、夜間滞在場所（C3領域）に影響を及ぼす火山噴火が発生するおそれがあると気象庁が判断した場合、早急に島外避難を実施する。

東京都手配の小型船舶での全員の島外避難を実施する。海上自衛隊艦艇及び海上保安庁巡視船は海上にてこれを支援する。東京消防庁、警視庁、自衛隊、海上保安庁は救出用ヘリコプターがただちに出動できる体制をとる。

東京都手配の小型船舶による島外避難が危険又は困難である場合は、艦艇及び巡視船による救出を実施する。

ヘリコプターによる救出は、艦艇及び巡視船による救出が困難であり、ヘリコプターの運航が可能な場合に実施する。

突然の噴火が発生した場合

突然の噴火が発生した場合、夜間滞在者はクリーンハウスで待機し、東京都災害対策本部による避難指示を待つ。各機関は救出用ヘリコプターがただちに出動できる体制をとる。

気象庁は島外避難の時期を判断し、東京都災害対策本部はそれをもとに夜間滞在者へ島外避難の指示をする。

東京都手配の小型船舶での全員の島外避難を実施する。海上自衛隊艦艇及び海上保安庁巡視船は海上にてこれを支援する。

東京都手配の小型船舶による島外避難が危険又は困難である場合は、艦艇及び巡視船による救出を実施する。

ヘリコプターによる救出は、艦艇及び巡視船による救出が困難であり、ヘリコプターの運航が可能な場合に実施する。

全島に渡り高濃度の火山ガスに覆われた場合

全島に渡り 15ppm を超える濃度の火山ガスが観測され、かつ気象庁の予報から見て風向、風速等の気象条件が好転しないと判断した場合（東京都災害対策本部と気象庁とで協議し判断）とする。この場合、速やかに島外へ避難するものとする。避難に当たっては東京都手配の小型船舶での全員の島外避難を実施する。海上自衛隊艦艇及び海上保安庁巡視船は海上にてこ

れを支援する。

東京都手配の小型船舶による島外避難が危険又は困難である場合は、艦艇及び巡視船による救出を実施する。

クリーンハウス機能の故障等障害があり、かつ島内の移動による危険回避ができない場合

夜間滞在時に、脱硫装置等の故障、電力の供給停止、建築物の機密性の破損等クリーンハウスのガス防御機能が低下した場合、夜間滞在者は東京都災害対策本部（東京都庁内）にクリーンハウスの機能障害の状況、周辺ガス濃度等を東京都災害対策本部に報告し、指示をあおぐ。東京都災害対策本部はクリーンハウス内外の火山ガス濃度の報告を受けた上で、気象庁と協議の上、必要があれば（当該クリーンハウス周辺の火山ガス濃度が15ppmを超える場合など）島内における避難（他の風上のクリーンハウスや風上等火山ガスが来ない場所等への移動）を実施する。島内避難に当たってはガスマスクの装着、及び予備品、通信機器を携行し、避難場所等位置の確認の連絡を必ずとることとする。建物に入る場合は、阿古中学校、三宅村役場とする。

島内全域に渡り、火山ガス濃度が15ppmを超える等避難に適した場所がないなど、島内の滞在が不適であると東京都災害対策本部が判断した場合は島外避難を実施する。避難に当たっては同じ。

船舶又はヘリコプターの使用が困難になるおそれがあると判断された場合

東京都災害対策本部が船舶又はヘリコプターが使用困難になるおそれについて、東京消防庁、警視庁、自衛隊、海上保安庁から通報を受けて判断する。

この場合、東京都小型船舶、船舶（海上自衛隊艦艇、海上保安庁巡視船）、ヘリコプターのうち、いずれか1つが使用困難である場合は島外避難を行う。

船舶又はヘリコプターの使用の可否は、船舶にあっては船長、ヘリコプターにあっては、所属機関が気象庁の予報や風、波等の実況をもとに判断する。

なお船舶にあっては当面、予報については風速10m/秒を超える風が予想される場合、また実況については風速10m/秒を超える風が一定の方向に1時間以上吹き続ける実況を運航困難の目安とし、その他、波高等の実況を踏まえ判断する。目安とした風の条件については、試行の中で風の実況と波の立ち方などを評価し、再度検討することとする。

避難にあたっては、東京都手配の小型船舶での全員の島外避難を実施する。海上自衛隊艦艇及び海上保安庁巡視船は海上にてこれを支援する。東京消防庁、警視庁、自衛隊、海上保安庁は救出用ヘリコプターがただちに出動できる体制をとる。

東京都手配の小型船舶による島外避難が危険又は困難である場合は、艦艇及び巡視船による救出を実施する。

ヘリコプターによる救出は、艦艇及び巡視船による救出が困難であり、ヘリコプターの運航が可能な場合に実施する。

気象庁の予報により、注意報及び警報が発表され、または発表される可能性があるとして気象庁が判断した場合。

東京都手配の小型船舶での全員の島外避難を実施する。海上自衛隊艦艇及び海上保安庁巡視船は海上にてこれを支援する。東京消防庁、警視庁、自衛隊、海上保安庁は救出用ヘリコプターがただちに出動できる体制をとる。

東京都手配の小型船舶による島外避難が危険又は困難である場合は、艦艇及び巡視船による救出を実施する。

ヘリコプターによる救出は、艦艇及び巡視船による救出が困難であり、ヘリコプターの運航が可能な場合に実施する。

但し、気象条件が極めて急激に変化したため、島外避難について時間的余裕がないと判断する場合は、クリーンハウスで待機する（気象庁からの情報に基づき東京都災害対策本部が判断）

その他、夜間滞在を続行すべきではないと判断される場合

- ・火山活動の監視体制に不備が発生
- ・通信機器等の障害等による連絡体制の不備が発生
- ・その他島外避難体制の維持が困難になる事態が発生

以上により夜間滞在をそのまま続行すべきではない状況となった場合、東京都災害対策本部は島外避難を決断する。島外避難方法については に準ずる。なお、東京都災害対策本部は判断に当たっては関係機関と協議するとともに、関係機関にあっては当該状況の変化を速やかに東京都災害対策本部に連絡し判断に必要な情報を提供すること。

（３）当該者のみの島外避難

急病人等が発生した場合

夜間滞在責任者が当該急病人等に救急治療が必要と判断した場合。

東京消防庁又は警視庁又は自衛隊又は海上保安庁のヘリコプターによる搬送を行う。

使用するヘリポートはガス濃度検知結果を基に、東京都災害対策本部（東京都庁内）が指定する。

気象条件、火山ガス等を原因としてヘリコプターの使用が困難な場合は、海上保安庁巡視船又は自衛隊艦艇による神津島への搬送を実施する。この場合、東京消防庁又は警視庁又は自衛隊又は海上保安庁のヘリコプターが神津島から搬送することとする。

（４）緊急避難時の連絡体制等

緊急避難時の関係機関の連絡体制

緊急避難時の東京都災害対策本部と関係省庁の連絡体制を別紙のとおり定める。

緊急避難時に使用する連絡手段

防災三宅と東京都災害対策本部は防災行政無線で連絡を行う。

東京都災害対策本部は関係省庁と電話により連絡を行う他、艦艇及び巡視船と船舶電話、携帯電話で連絡を行う。

なお、ヘリコプターと防災三宅及びヘリコプター同士が連絡をとる必要がある場合は、

123.45MHz 帯による無線通信を行う。

(5) 島外避難時の現地での留意事項

島外避難及び島内の移動による避難時においては、以下の安全確保等に留意するものとする。

ガス濃度の観測

ガス検知器を携帯し、定期的にガス濃度を観測する。

ガスマスクの装着

ガス濃度を測定の上、基準値を超える場合にはガスマスクを装着する。また、予備の吸収缶を携行する。

シェルターへの退避

火山噴火時においては、火山噴火が一時沈静化するまでクリーンハウス、都道沿いに設置されたシェルター等に退避する。

通信機器の携行

東京都災害対策本部からの指示を受信するため、常に通信機器を携行する。

5 . 夜間滞在時の火山活動等に関する監視体制

夜間滞在の場所は、三宅島島内作業におけるカテゴリー区分等について(平成12年12月8日付東京都災害対策本部及び政府非常災害対策本部)によるC3領域にあり、夜間滞在時においてもこの要領に従う監視体制を気象庁本庁において実施することとする。

この要領による「地震計、空振計による噴火現象の監視が実施できない場合」においては、3(1)にあるとおり、夜間滞在を行わないこととする。夜間滞在中にこのような事態が発生した場合には、4(2)による。

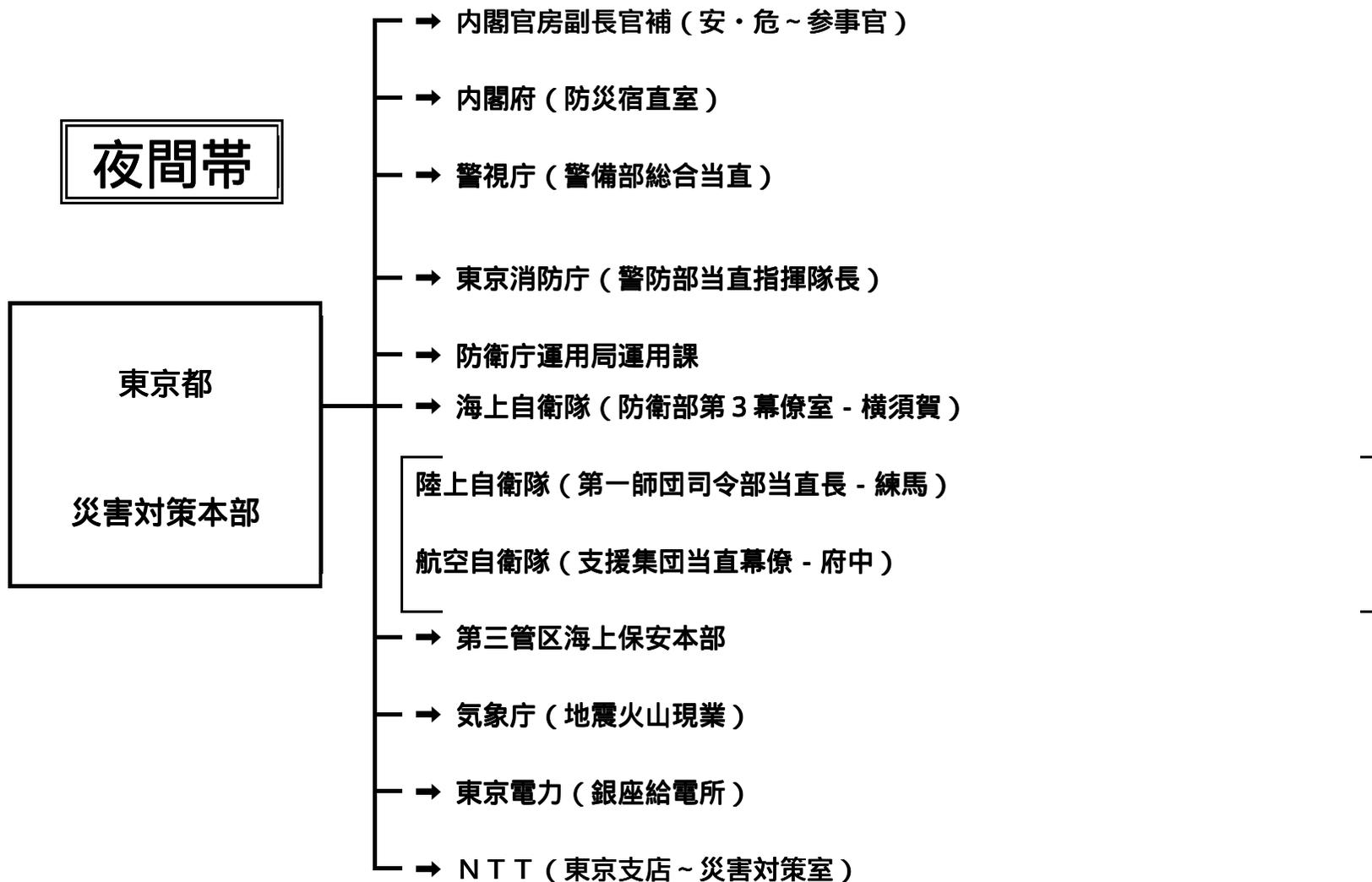
【災害対策本部の緊急連絡体制】

昼間帯

東京都
災害対策本部

- 内閣官房副長官補（安・危～参事官）
- 内閣府（防災担当）
- 警視庁（災害対策課）
- 東京消防庁（警防部指揮隊長）
- 防衛庁運用局運用課
- 海上自衛隊（防衛部第3幕僚室 - 横須賀）
- 陸上自衛隊（第一師団司令部第3部航空班）
- 航空自衛隊（航空支援集団司令部防衛部飛行運用課）
- 第三管区海上保安本部
- 気象庁（総務部企画課）
- 東京電力（三宅島仮事務所～現地対策本部）
- NTT（東京支店～災害対策室）
- 東京都現地災害対策本部（神津島）

【災害対策本部宿直時の緊急連絡体制】



八丈島測候所が伊豆諸島南部（三宅島を含む）に発表する
注意報・警報基準一覧表

注意報・警報名		三宅島を対象とする注意報・警報基準
注 意 報	強風注意報	平均風速 15 m/s以上
	波浪注意報	3.0 m以上（有義波高）
	高潮注意報	+ 2.0 m以上（MSL上）
	大雨注意報	1 時間雨量 30 mm以上 3 時間雨量 60 mm以上 24 時間雨量 150 mm以上
警 報	暴風警報	平均風速30m/s以上
	波浪警報	6.0 m以上（有義波高）
	高潮警報	+ 3.0 m以上（MSL上）
	大雨警報	1 時間雨量 50 mm以上 3 時間雨量 100 mm以上 24 時間雨量 300 mm以上

：降り出しからの積算雨量が150 mm以上の条件付き